

日本貿易振興機構事務・事業支出見直し計画

平成 21 年 6 月 12 日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

平成 20 年 12 月 1 日に行政支出総点検会議が取りまとめ、公表した「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」において、不適切な支出を是正し、行政全般に対する国民の信頼回復を図ることは最重要の課題であるとして、国民の目線で無駄の根絶に向けた指摘が行われた。本計画は、指摘を踏まえ、日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）において、自律的に事務・事業の支出の見直しに取り組むための基本的事項を定めるものである。

1. 事務・事業支出の重点的な見直し等

1. 公益法人への支出

（1）基本的な考え方

ジェトロから公益法人への支出について、引き続き徹底した見直しを行うとともに、公益法人への支出の状況に関する情報を開示する。

（2）具体的な取組

- ① 一般競争入札等の競争性のある契約方式による事業について、新規参入事業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格の見直し、適切な公告期間・事業単位の設定、技術点に係る適切な評価項目、評価点の設定、などの取組を行う。【引き続き実施】
- ② 公益法人への支出について、支出先・内容・金額・契約方式等の情報を、ジェトロのホームページで公表する。【平成 21 年度から実施】

2. 委託調査費及び広報経費

（1）基本的な考え方

委託調査費及び広報経費について、事業の必要性をゼロベースで見直す。なお、中期目標等を達成するため必要な経費であっても、その予算執行においては、効果的かつ効率的に事業を実施する。

(2) 具体的な取組

- ① 委託調査の報告書について、これまでも特定の個人又は法人の権利利益を害するおそれがある場合等を除き、ホームページ等で広く情報提供してきたところだが、引き続き、原則としてジェットロのホームページ等で公表する。【引き続き実施】
- ② 広報事業において、ノベルティグッズの作成・配布、タレントの起用について、その有効性を合理的に説明できる場合等を除き、原則として禁止する。【引き続き実施】
- ③ 委託調査費及び広報経費について、他経費の契約に関する情報とあわせ、引き続き、支出先・内容・金額・明細・契約方式の情報を、ジェットロのホームページで公表する。
【引き続き実施】

3. 事務経費

(1) 基本的な考え方

レクリエーション経費については国に準じて廃止した。深夜タクシー代については、国民の疑念を招かないよう、使用基準に基づく適正化を図るとともに、その支出の削減に努める。また、その他の事務経費についても、引き続き節約に努める。

(2) 具体的な取組

- ① 深夜タクシーの使用について、タクシー使用規程に従って、使用の承認審査を厳格に行うこととし、原則として24時半以降の超過勤務を行ったときに限る。また、使用後は、速やかなタクシー券半券の返却、タクシー券への使用者名、料金等の記入を徹底する。【引き続き実施】
- ② 深夜タクシー代の支出の状況について、四半期毎にジェットロのホームページで公表する。【平成21年度から実施】
- ③ 割引運賃の利用を徹底し、パック商品の利用等により出張旅費の更なる節減を図る。
【引き続き実施】
- ④ 以上のほか、旅費、公用車、電子政府、アウトソーシング、IP電話、定期購読図書等についても引き続き事務経費の削減に努める。【引き続き実施】

4. その他

ジェットロは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく市場化テストが、透明性・中立性・公正性を確保しつつ、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るものであることを踏まえ、民間事業者の創意工夫を最大限発揮させる観点から、複数年契約化等に留意しつつ、市場化テストの積極的な導入を推進する。【引き続き実施】

II. 契約手続の適正化

1. 競争性のある契約方式への移行

(1) 基本的な考え方

随意契約見直し計画で定めたとおり、国民の目線に立って、真にやむを得ない随意契約以外は一般競争入札に移行することを基本とし、競争性のない随意契約の占める割合について同計画で定めた目標をすみやかに達成する。

(2) 具体的な取組

- ① ジェットロが行う契約について、随意契約を行おうとする場合には、ジェットロが置く契約審査責任者及び総務課に合議しなければならず、契約審査責任者及び総務課は「公共調達 of 適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）等に従って、随意契約を認めることが適当か否かを審査する。【引き続き実施】
- ② 平成 20 年度に競争性のない随意契約を行った事業について、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行い、その検討の結果をジェットロのホームページで公表する。【平成 20 年度上半期分については実施済み、平成 20 年度下半期分については平成 21 年 6 月までに実施】

2. 実質的な競争性の確保

(1) 基本的な考え方

一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行した事業であっても、一者応札・応募等、実質的な競争原理が働かず、落札率が高止まりしている事業が見受けられる。こうした事態を解消するための取組を行い、実質的な競争性の確保を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、適正な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間を十分に確保する。具体的には、公告から説明会まで1週間、説明会から提案締切りまで1週間、計2週間とし、説明会を行わない軽微なものについては公告から提案締切りまで10日間とすることを基本とする。【引き続き実施】
- ② 事業者が提案をするに当たって必要となる情報を適切に盛り込んだ仕様書・公募要領となるよう、高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の用途、調査対象等の基本情報を具体的に記載する一方で、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載にとどめる。この場合、事業規模が明確となるよう、参考情報等で、過年度の事業や類似事業の実施状況、想定される作業項目及び工数等に関する情報を提供する。【平成21年度から実施】
- ③ 人員の配置が困難であったり、キャッシュフローの余力のない、比較的規模の小さい事業者も競争に参加できるよう、第4四半期の事業執行をできる限り抑制するとともに、一つの契約で、相乗効果の期待できない複数の事業を実施しているものについて、これらの事業を分割し、複数の契約とする。【引き続き実施】

3. より良い提案の受け入れ

(1) 基本的な考え方

ジェトロの業務分野の専門化、複雑化の傾向に対応するためには、外部の事業者の専門的な知見等を活用する必要がある。このように高度に専門的な事業については、いかに安く調達するかだけでなく、いかにして一定のコストに対して最も価値の高いものを調達するか（VFM; Value For Money）が重要である。そのため、外部の事業者のより良い提案を適切に評価するための措置を講じるとともに、外部の事業者の積極的な参入を促すため、ジェトロの調達に伴う煩雑な事務を極力排除する。

(2) 具体的な取組

- ① 高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の用途、調査対象等の基本情報を具体的に記載する一方で、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載にとどめる。この場合、事業規模が明確となるよう、参考情報等で、過年度の事業や類似事業の実施状況、想定される作業項目及び工数等に関する情報を提供する。【平成21年

度から実施】〈再掲〉

- ② 一般競争入札（総合評価落札方式）、企画競争といった価格以外の技術面の評価を要する契約方式を行う場合には、事業内容に応じて、技術点の評価項目の適切な設定、技術点の基礎点と加点の配分の工夫等の取組を行う。また、価格面の競争のない企画競争については、事業者選定における外部有識者の関与の積極化を図る。【平成21年度から実施】
- ③ ジェトロの行う契約には、概算契約（契約金額が確定せず概算で見込まれている契約。事業終了後に確定を行い、そこで認められた実費を委託先に支払うもの）と確定契約（契約金額が確定している契約。事業終了後に確定を行うことなく、契約で定められた金額を委託先に支払うもの）の二種類が存在する。これらの契約について、予算の費目等の如何にかかわらず、事業内容等に応じて適切な使い分けを行う。【引き続き実施】

Ⅲ. 事務・事業支出の見直しを促進するための環境整備

（1）基本的な考え方

ジェトロの事務・事業支出の見直しの取組を一過性のものとすることなく、継続的に行っていくことが重要である。そのため、ジェトロの職員の意識を改革するとともに、平成18年9月21日に設置したアウトカム向上委員会を活用し、外部からの情報や提言を積極的に受け入れる環境を整備する必要がある。

（2）具体的な取組

- ① 業績・能力評価において、生産性向上に向けた取組や事業・事務の見直しへの取組に対する評価を適切に実施する。【引き続き実施】
- ② 事業の必要性、有効性、効率性等の観点を踏まえ、事業評価を適切に実施する。
【引き続き実施】
- ③ ジェトロ内部のイントラネットや、定期的に行っている会議等を活用し、事務・事業の効率的な実施に関する職員からの提案等を幅広く募集するなどの取組を行う。
【引き続き実施】

- ④ 新入職員研修をはじめ、貿易情報センターや海外事務所への赴任者研修等の場において、独立行政法人整理合理化計画の取組や会計検査院から指摘された事項等を徹底するための研修カリキュラムを盛り込む。【引き続き実施】
- ⑤ 会計検査院の決算検査報告等において指摘を受けた場合には、該当部署に対して改善措置を取るよう指導するとともに、ジェットロ内での周知徹底を行う。併せて、指摘事項に関してジェットロ全般に当てはまる事項については、経理実務マニュアルに反映させる等の取組を行うとともに、内部監査項目として積極的に取り上げていく。
【引き続き実施】
- ⑥ ジェットロのホームページ上に設置されている「FAQ/お問い合わせ」
(<http://www.jetro.go.jp/contact/>) を活用して、ジェットロにおける事務・事業支出の見直しに資する情報や提案を国民から幅広く募集する。【引き続き実施】
- ⑦ 組織全体のみならず職員一人一人が無駄の削減に向けて緊張感をもって取り組むとともに、取組意欲の継続及び透明性の確保の観点から、その結果をホームページで公表する。さらに、引き続き、前述のアウトカム向上委員会において、予算の執行状況の調査・把握等を行うことにより、予算執行の適正化を図る。また、これら無駄削減のための取組に対して、独立行政法人評価委員会の意見等を適切に反映させる。
【平成21年度から実施】

以 上